

住宅新築・リフォーム工事支援します！



令和 7 年度西川町住宅建築支援事業補助金制度のご案内

西川町は、町民の住環境の整備、定住促進及び地元の業者を利用した消費需要の拡大等を目的として、住宅新築及びリフォーム等を行う場合に補助金を交付します。

住宅新築

☆500 万円以上の対象工事費の 10%（上限 80 万円）

リフォーム等工事

◆①～⑤のいずれか 1 つ以上の工事（30 万円以上）に対し以下の表のとおり補助金を交付します。

- ①寒さ対策・断熱化（断熱サッシの設置、断熱性の高い断熱材への交換、浴室暖房機器設置など）
- ②バリアフリー化（廊下や出入口の拡幅、脱衣室と浴室の段差解消、手すり設置など）
- ③克雪化（雪止めの設置、雪下ろし用固定金具の取り付け、屋根の勾配変更、融雪設備設置など）
- ④県産木材使用（一定量以上の県産材を使った工事）
- ⑤西川町独自に認める工事（屋根や外壁の塗装や葺き替え、住宅玄関の風除室の設置など）

◆西川町の補助金の額

世帯要件	一般リフォームタイプ		町産西山杉材活用タイプ	
	補助率	上限額	補助率	上限額
一般世帯	10%	30 万円	10%	40 万円
新婚世帯	20%	40 万円	20%	50 万円
子育て世帯				

※町産西山杉材活用タイプ：町産西山杉材を 3 m³ 以上使用するリフォーム工事

※新婚世帯：補助申請日において婚姻した日から 5 年以内である世帯

※子育て世帯：平成 19 年 4 月 2 日以降に生まれた世帯員がいる世帯

◆県外からの移住世帯へのリフォーム工事には補助率、補助上限をかさ上げしますのでお問い合わせください。

加算補助制度

◆西川町産西山杉材の使用

町内製材業者から西川町産の西山杉材を 20 万円以上購入した費用の 30%（上限 40 万円）

◆雪に配慮した工事 10 万円

※屋根の雪を自然に落雪させる自然落雪式屋根構造住宅や屋根の雪を屋根の上で溶かして処理する融雪式屋根構造住宅など

※補助対象工事の詳細については、町のホームページをご覧ください。建設水道課管理係にお問い合わせください。

※審査の結果、補助金を交付できない場合があります。

ご利用条件

☆以下の全てに該当する方が対象となります。

- ①補助金申請時において、西川町内の持ち家に住所を有する方。ただし、持ち家に住所を有しない場合は、令和8年3月31日までに西川町に住宅を所有し、かつ、申請した住宅に居住する方
- ②町内業者の施工
- ③令和8年3月20日までに完了報告
- ④町税等の滞納がない方
- ⑤令和4年4月1日以降にこの補助金を受けていない方

随時募集しております。
また、3月は募集を行いません



申込方法

☆下記の書類を建設水道課宛てに提出してください。

- ☐ 補助金交付申請書
- ☐ 工事概要 ☐ 工事点数の算出表
- ☐ 見積書の写し ☐ 位置図
- ☐ 工事図面 ☐ 請負契約書の写し
- ☐ 着工前写真 ☐ 資金計画書
- ☐ チェックリスト
- ☐ 町内製材業者が発行する木材製品の見積書の写し
(町産西山杉の加算補助を受ける者に限る。)
- ☐ 西川町産西山杉材出荷証明書
(町産西山杉の加算補助を受ける者に限る。)

※各種様式は、建設水道課へ直接請求するか、西川町のホームページからダウンロードしてください。

☆募集期間☆

令和8年2月10日(火)まで随時募集します

※3月は募集しません。

補助金の申請から受取りまで

申請者

町

①新築・リフォーム等工事の計画

リフォームに
どれくらい
かかるかしら？

②申請書の提出

⑤審査会での決定後に工事着工

⑥工事完了報告書の提出

工事前に補助金の
申請をしていたから
助かったわ〜♪

※申請書(様式)は建設水道課窓口又は町HPにあります。

必ず、工事の前に申請書を提出してください。

③申請内容の確認と受付

④補助金審査会

※工事内容や費用に変更があればその時点で変更申請が必要です。
建設水道課へご相談ください。
※完成後の変更申請は認められません

⑦報告書の内容を審査し交付金額を決定
指定の口座へ振込手続きします。

お問合せ

西川町建設水道課管理係 電話：0237-74-4120

〒990-0792

山形県西村山郡西川町大字海味510